

(別紙 1)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

葛巻町

1 促進計画の区域

別紙 2 地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧葛巻町地域

(1) 現況

本地域は、夏冷涼な高冷地の立地条件を生かした園芸品目、葉たばこ栽培、森林資源の有効活用を図り特用林産物が栽培されている。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足により野業生産活動の停滞と耕作放棄地の増加が懸念される。また、平場と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組みが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 2 号に掲げる事業も推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧江刈村地域

(1) 現況

本地域は、馬淵川の上流部に位置し、酪農が大半を占める地区で飼料作物の作付けが主になっているが、圃場に傾斜があり、圃場面積が小さく経営耕地の条件が不利である。また、農家の後継者不足及び農業従事者の高齢化が進んでいるため、農地集積及び担い手の確保が必要であるとともに、平場と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組みが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧田部村地域

(1) 現況

本地域は、町内他地域に比べると温暖な地域であるが耕作地は周囲を急峻な山々に囲まれているため狭小で傾斜度も強い。傾斜地については、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとと

もに、併せて、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧葛巻町地域	農振区域全域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業
②	旧江刈村地域	農振区域全域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業
③	旧田部村地域	農振区域全域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第 3 条第 3 項第 2 号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が 1 h a 未満の団地であっても集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域 葛巻町全域

- (イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に基づき公示された過疎地域 葛巻町全域
- (ウ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村地域 葛巻町全域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地、及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 緩傾斜農用地について、傾斜度が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満であって次のいずれかの条件を満たすもの。

a 緩傾斜農用地

- (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

- (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地を含む。） 10%以上）

(2) 集落協定の共通事項

協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者として町長が認定する者とは、次のいずれかを満たす者とする。

- ア 年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営体
- イ 葛巻町の平均経営規模以上の経営体
- ウ 農業所得が百万円以上の経営体
- エ 地域農業マスタープラン(人・農地プラン)に位置づけられた中心となる経営体

(4) その他必要な事項

特になし

(別紙2)

旧田部村地区

1号事業、2号事業の重複

農業の有する多面的機能の発揮の促進に
関する法律に基づく促進計画区域図

位置図



旧葛巻町地区

1号事業、2号事業の重複

旧江刈村地区

1号事業、2号事業の重複

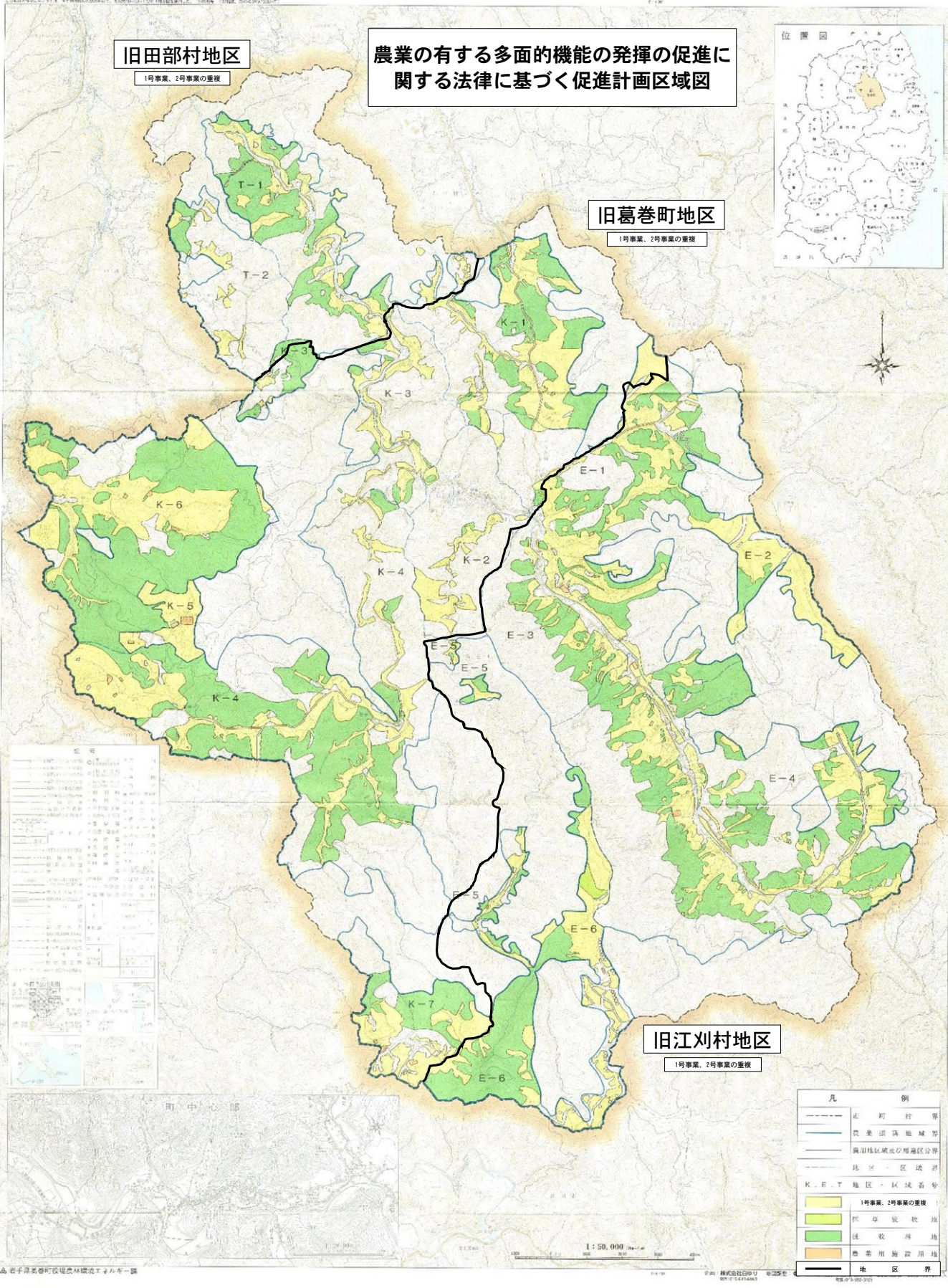


Table with 2 columns: 記号 (Symbol) and 説明 (Description). It lists various symbols used on the map such as roads, rivers, and administrative boundaries.

Legend table with 2 columns: 凡 (Symbol) and 例 (Example). It defines the colors and line styles used for different types of agricultural promotion zones and administrative boundaries.